



関東地方における水産物行商活動の変容

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 宮崎大学教育文化学部 公開日: 2011-07-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中村, 周作 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10458/3448

関東地方における水産物行商活動の変容

中村 周作

Changes in the Seafood Peddling Activity in the Kanto District

Shusaku NAKAMURA

1. はじめに

筆者は、かつて(1981~84年)、わが国全域を対象として水産物行商人の分布と活動の地域的展開、およびその行動上の特徴について論究した¹⁾。それによると、当時、いわゆる在来型行商人が全国で約22,000名、自動車営業者が約15,000名あった。

関東地方に関していうと、1981~84年当時、在来型行商人が計4,141名(都県別内訳:茨城県291名、栃木県87名、群馬県135名、埼玉県66名、東京都639名、神奈川県546名²⁾、千葉県2,377名³⁾)、自動車営業者が計1,800名(都県別内訳:茨城県277名、栃木県146名、群馬県317名、埼玉県201名、東京都265名、神奈川県51名⁴⁾、千葉県543名)を数えた。

かつての全国調査から20年を経た今日、その活動形態、活動内容に大きな変容が予想される水産物行商について、先に筆者は、中国、九州、中部地方に関する報告を行った⁵⁾。そこで、本稿では、その第4報として、関東地方の事例について、各都県別に詳細な分析、検討を行う⁶⁾。

2. 在来型行商および自動車営業活動の実態

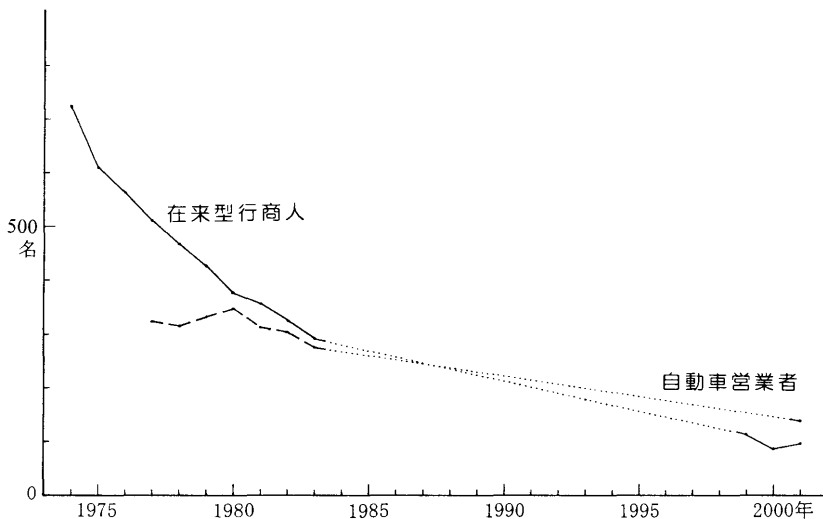
(1) 茨城県

茨城県には、在来型行商に関する条例法規として、「茨城県食品衛生条例」⁷⁾があり、営業者は、これに基づいて、住所地保健所において許可を得て営業を行っている。この許可の有効期間は、かつての1年から3年に延長されている。

自動車営業は、「食品衛生法」⁸⁾、および「茨城県食品衛生条例」の下、「茨城県食品移動営業取扱要綱」⁹⁾に基づき、これも住所地保健所において許可を得て営業を行っている。この許可の有効期間も、かつての2年から5年に延長されている。なお、自動車営業車は、氷冷蔵方式の保冷車でも可とされている。

第1図をもとに、行商人、および自動車営業者数の変化についてみてみよう。在来型行商人

は、県の資料が残っている中で最大の1974年の724名であり、前回調査時（1982年）で291名であったが、2001年現在で97名となった。19年間での減少率が66.7%、年当たり3.5%の大幅減となっている。一方、自動車営業者は、県の資料中での最大が1980年の348名であり、82年時で277名、2001年現在で147名となった。こちらは、19年間での減少率が46.9%、年当たり2.5%の減少となっている。



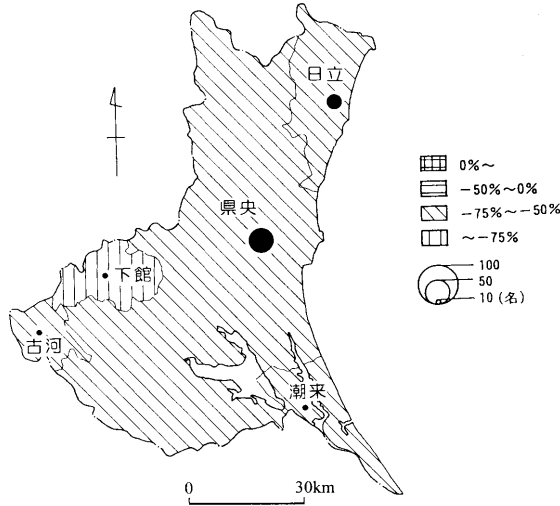
第1図 茨城県における在来型行商人・自動車営業者数の変化

折れ線グラフの点線部分は資料欠。

茨城県保健福祉部生活衛生課などの資料により作成。

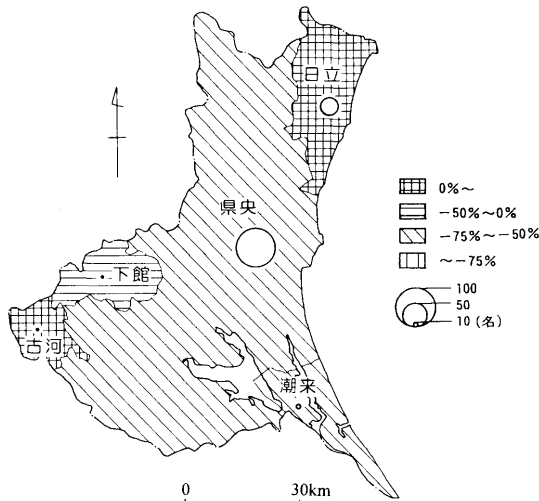
第2-1図、第2-2図をもとに、営業者の保健所区別分布をみてみる。在来型行商で営業者が多いのは、県央¹⁰⁾ (53名)、日立管内 (31名) といった漁業拠点を含む地域である。往時の行商活動について、『日本の民俗』の記述によると、県北の天津港から県内各地、さらに福島県南部地域へ、那珂湊から福島、栃木、群馬の各県域へ、大洗町から県内各地、さらに千葉県域に至るサンマ、イワシなどの行商があり、カツオなどは近隣の町場への行商がみられた¹¹⁾。

自動車営業者が多いのも在来型行商人と同じく、県央 (90名)、日立管内 (42名) である。なお、自動車営業の場合、その機動力を生かして、隣の栃木県域にまで出向く営業者もある¹²⁾。



第2-1図 茨城県における在来型行商人の保健所区別分布および増減率

増減率：1982～2001年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、2002年現在（一部改変；大宮など7保健所区を県央地区として合併表記）。茨城県保健福祉部生活衛生課などの資料により作成。



第2-2図 茨城県における自動車営業者の保健所区別分布および増減率

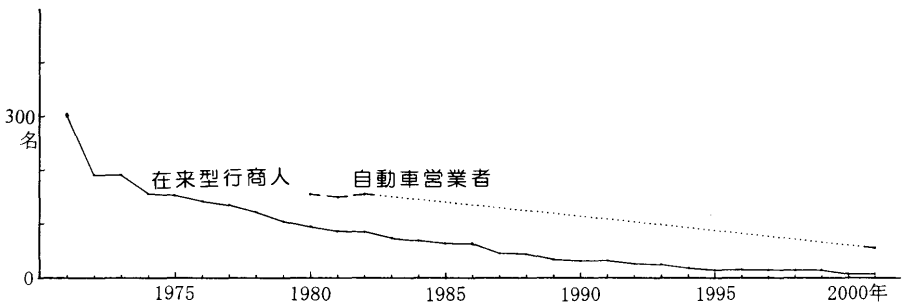
増減率：1982～2001年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、2002年現在（一部改変；大宮など7保健所区を県央地区として合併表記）。茨城県保健福祉部生活衛生課などの資料により作成。

(2) 栃木県

栃木県には、在来型行商に関する条例法規として、「栃木県食品衛生条例」¹³⁾があり、中核市である宇都宮市も同様の条例を有している。営業者は、これらに基づいて、住所地保健所において2年更新で許可を得て営業を行っている。

自動車営業は、食品衛生法の下、「食品営業自動車の営業許可等の取扱要領」¹⁴⁾に基づき、県内者は住所地保健所、他県者は営業地保健所において許可を得て営業を行っている。この許可の有効期間は、かつての2年から5年に延長されている。なお、自動車営業車は、氷冷蔵方式の保冷車でも可とされており、魚介類専売車もあるが、菓子その他との混載型車両も多くなっている。

第3図をもとに、行商人、および自動車営業者数の変化についてみてみよう。在来型行商人は、県の資料が残っている中で最大の1971年の309名であり、前回調査時（1981年）で87名であったが、2001年現在でわずか8名となった。20年間での減少率が90.8%、年当たり4.5%の大幅減となっている。一方、自動車営業者は、1980年の161名をピークとして、翌81年時で146名であったものが、2001年現在で56名となった。こちらは、20年間での減少率が61.6%、年当たり3.1%の減少となっている。

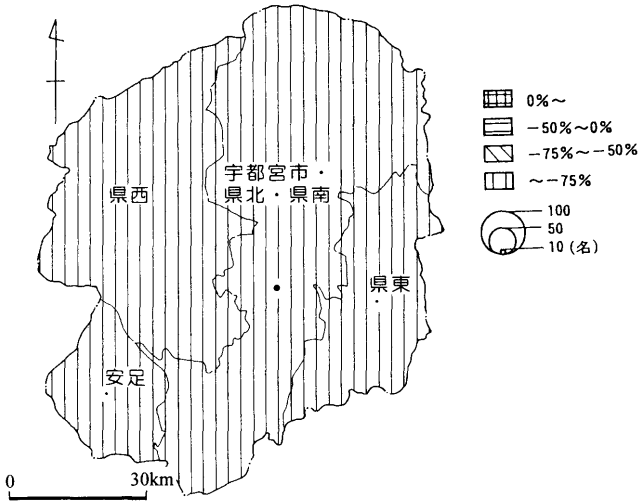


第3図 栃木県における在来型行商人・自動車営業者数の変化

折れ線グラフの点線部分は資料欠。

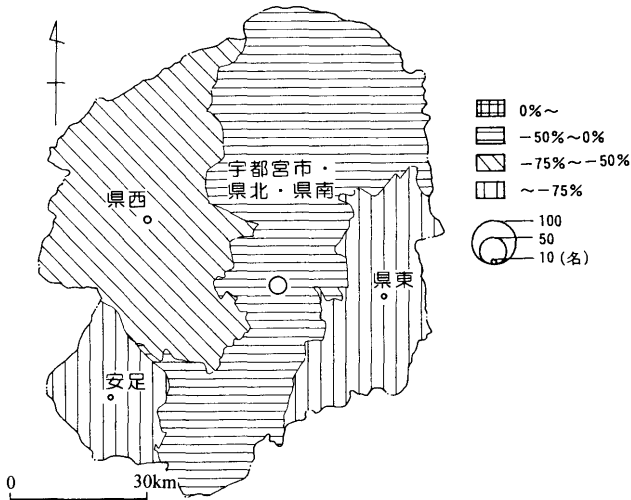
栃木県保健福祉部生活衛生課、宇都宮市保健所などの資料により作成。

第4-1図、第4-2図をもとに、営業者の保健所区別分布をみてみる。在来型行商人は、宇都宮市・県北・県南管内の5名が最大となっており、県全域を通じて活動が、ほぼ消滅に近い状況となっている。これに対し、自動車営業は、県東、県西、安足3管内における前回調査時からの平均減少率が80.2%に達し、ほぼ壊滅に近い状況を呈する中で、宇都宮市・県北・県南管内のみわずかに1名の減少（減少率5.9%）に止まっている点が注目される。



第4-1図 栃木県における在来型行商人の保健所区別分布および増減率

増減率：1981～2001年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、2002年現在（一部改変；宇都宮市，県北，県南保健所管轄区を合併表記）。
 栃木県保健福祉部生活衛生課，宇都宮市保健所などの資料により作成。



第4-2図 栃木県における自動車営業者の保健所区別分布および増減率

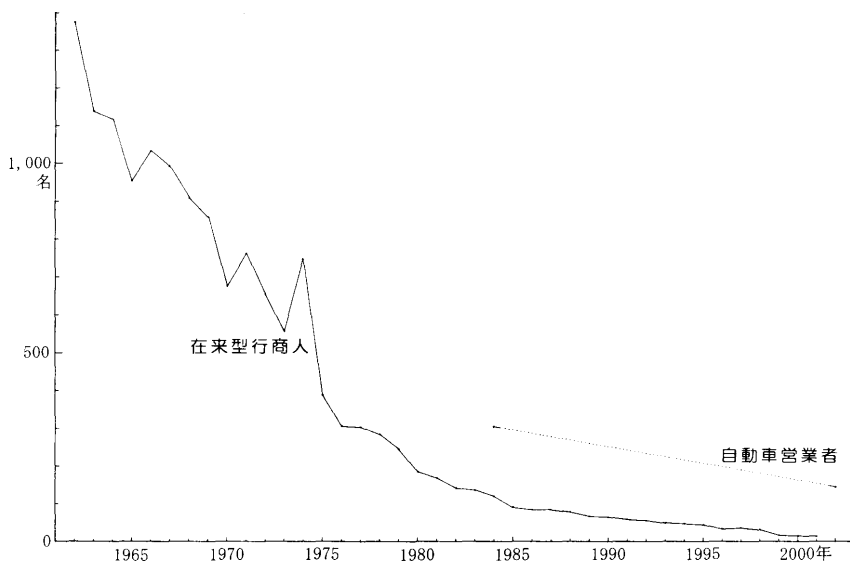
増減率：1981～2001年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、2002年現在（一部改変；宇都宮市，県北，県南保健所管轄区を合併表記）。
 栃木県保健福祉部生活衛生課，宇都宮市保健所などの資料により作成。

(3) 群馬県

群馬県には、在来型行商に関する条例法規として、「群馬県食品衛生条例」¹⁵⁾があり、営業者は、これに基づいて住所地保健所において許可を得て営業を行っている。この許可の有効期間は、かつて3年であったものが5年に延長されている。

自動車営業は、食品衛生法の下、「群馬県食品営業自動車の営業許可等の取扱要綱」¹⁶⁾に基づき、住所地保健所において許可を得て営業を行っている。この許可の有効期間もかつての3～4年から5年に延長されている。なお、自動車営業車には機械式冷蔵施設の設置が義務づけられており、野菜、肉、菓子などとの混載型車両が多くなっている。

第5図をもとに、行商人、および自動車営業者数の変化についてみてみよう。在来型行商人は、県の資料が残っている中で最大の1962年の1,275名であり、前回調査時（1982年）で135名となり、さらに2001年現在でわずか13名となった。19年間での減少率が90.4%、年当たり4.8%の大幅減となっている。一方、自動車営業者は、前回調査時（84年）で317名であったものが、2002年現在で144名となった。こちらは、18年間での減少率が54.6%、年当たり3.0%の減少となっている。



第5図 群馬県における在来型行商人・自動車営業者数の変化

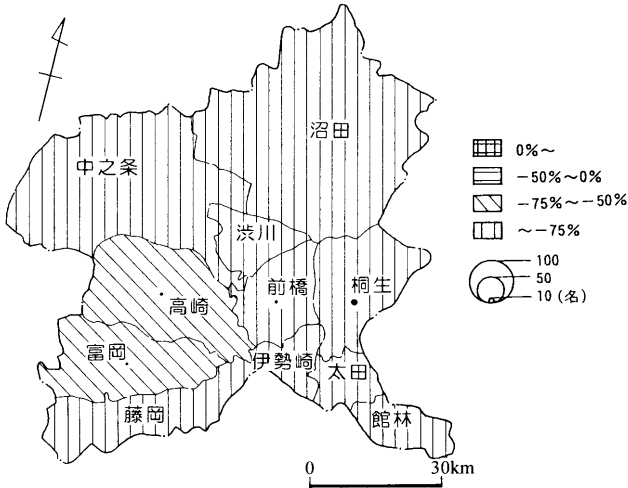
折れ線グラフの点線部分は資料欠。

群馬県保健福祉部衛生食品課などの資料により作成。

第6-1図、第6-2図をもとに、営業者の保健所区別分布をみてみる。在来型行商人で営業者が最大なのは、桐生管内（6名）であるが、全11管内のうち、7管内までが営業者0の地区であり、前出の栃木県同様、県全域的にほぼ消滅に近い状況となっていることがわかる。

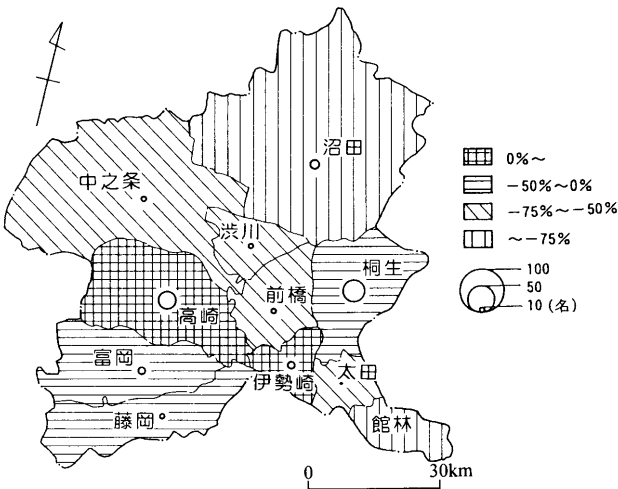
自動車営業が多いのは、桐生管内（43名）、高崎管内（35名）などである。特に注目されるのが、前回調査時よりも営業者が増加した高崎管内（増加率2.9%）、伊勢崎管内（同33.3%）

といった都市部での活動の活発化である。逆に、広い山間消費地を抱え、かつて県内最大の営業者（105名）を誇った沼田管内がわずか15名（減少率85.7%）となっており、僻地に強い自動車営業の基本的性格からは逸脱した事例となっている。



第6-1図 群馬県における在来型行商人の保健所区別分布および増減率

増減率：1982～2001年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、2002年現在。群馬県保健福祉部衛生食品課などの資料により作成。



第6-2図 群馬県における自動車営業者の保健所区別分布および増減率

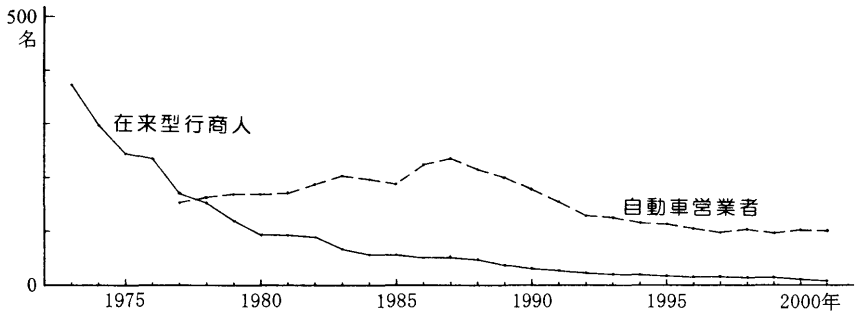
増減率：1984～2002年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、2002年現在。群馬県保健福祉部衛生食品課などの資料により作成。

(4) 埼玉県

埼玉県には、在来型行商に関する条例法規として、「食品衛生に関する条例」¹⁷⁾があり、政令指定都市となったさいたま市にも同様の条例がある。営業者は、これらに基づいて営業地保健所において許可を得て営業を行っている。この許可の有効期間は、かつて2年であったものが5年に延長されている。

自動車営業は、食品衛生法の下、「食品衛生法施行条例」¹⁸⁾に基づき、これも営業地保健所の許可を得て営業を行っている。この許可の有効期間もかつての2年から5年に延長されている。なお、自動車営業車には機械式冷蔵施設の設置が義務づけられており、他県から流入してくる営業者も多くみられる¹⁹⁾。

第7図をもとに、行商人、および自動車営業者数の変化についてみてみよう。在来型行商人は、県の資料が残っている中で最大の1973年の373名であり、前回調査時(1983年)で66名となり、さらに2001年現在でわずか8名となった。18年間での減少率が87.9%、年当たり4.9%の大幅減となっている。一方、自動車営業者は、前回調査時(83年)で201名、その後増加したが、87年の236名をピークとして減少に転じ、2001年現在で100名となった。こちらは、前回調査時からの18年間での減少率が50.2%、年当たり2.8%の減少となっている。



第7図 埼玉県における在来型行商人・自動車営業者数の変化

埼玉県健康福祉部生活衛生課などの資料により作成。

第8-1図、第8-2図をもとに、営業者の保健所区別分布をみてみる。在来型行商人で営業者が最大なのは、戸田・蕨管内と加須・幸手管内の各2名であり、全20管内のうち、14管内までが営業者0ということで、栃木県や群馬県と同様に県全域的にほぼ消滅に近い状況となっていることがわかる。

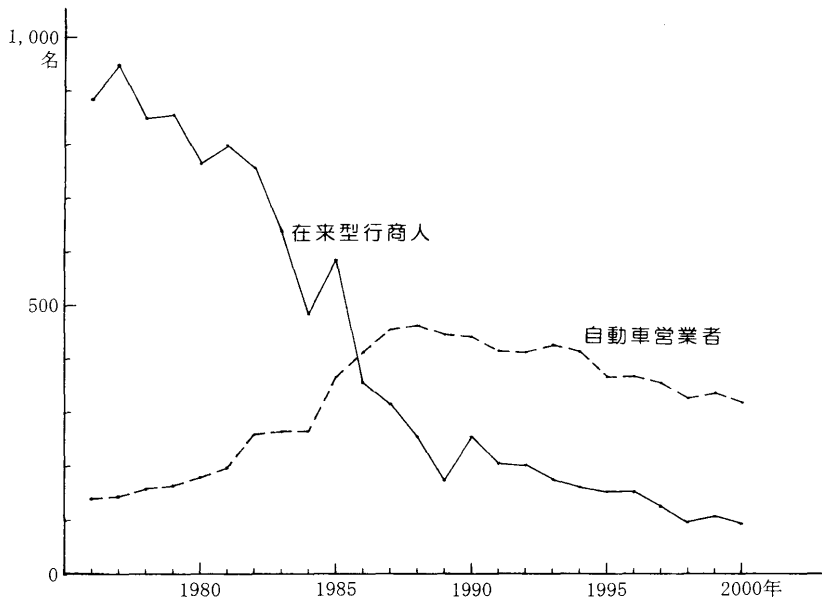
自動車営業が多いのは、川口管内(16名)、秩父管内(16名)、大宮管内(14名)である。特に秩父管内では、前回調査時(4名)から営業者が4倍に増加しており注目される。第8-2図でわかるように、自動車営業者は、県西部の山間地域で増えているのに対して、県央、県東の都市地域での減少が著しくなっており、僻地に強い自動車営業の基本的性格に則った展開がみとめられる。

(5) 東京都

東京都には、在来型行商に関する条例法規として、「食品製造業等取締条例」²⁰⁾があり、営業者は、これに基づいて住所地保健所において1年更新の届出をして営業を行っている。

自動車営業は、食品衛生法、および食品製造業等取締条例の下、「食品移動販売車の営業許可等に係る取扱要綱」²¹⁾に基づき、住所地保健所において許可を得て営業を行っている。この許可の有効期間は、かつての2年から5年に延長されている。なお、自動車営業車には、機械式冷蔵施設の設置が義務づけられており、かつては神奈川県三崎からのマグロ専用車が多くみられた²²⁾。

第9図をもとに、行商人、および自動車営業者数の変化についてみてみよう。在来型行商人は、都の資料が残っている中での最大が1977年の948名であり、前回調査時（1983年）で639名、さらに2000年現在で93名となった。17年間での減少率が85.4%、年当たり5.0%の大幅減となっている。一方、自動車営業者は、前回調査時（83年）で265名、その後増加したが、88年の462名をピークとして減少に転じ、2000年現在で319名となった。こちらは、関東地方の他県と違って前回調査時からみると、結果的に営業者が増加しており、17年間での増加率が20.4%、年当たり1.2%の増となっている。

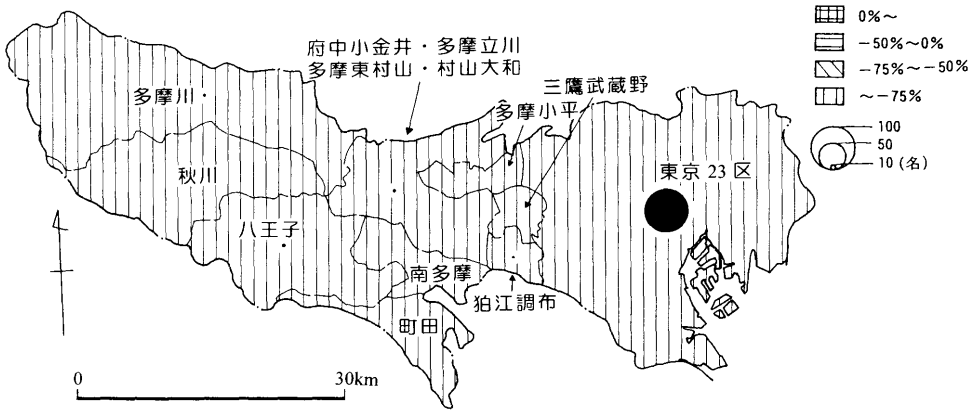


第9図 東京都における在来型行商人・自動車営業者数の変化

東京都健康局食品医薬品安全部食品監視課などの資料により作成。

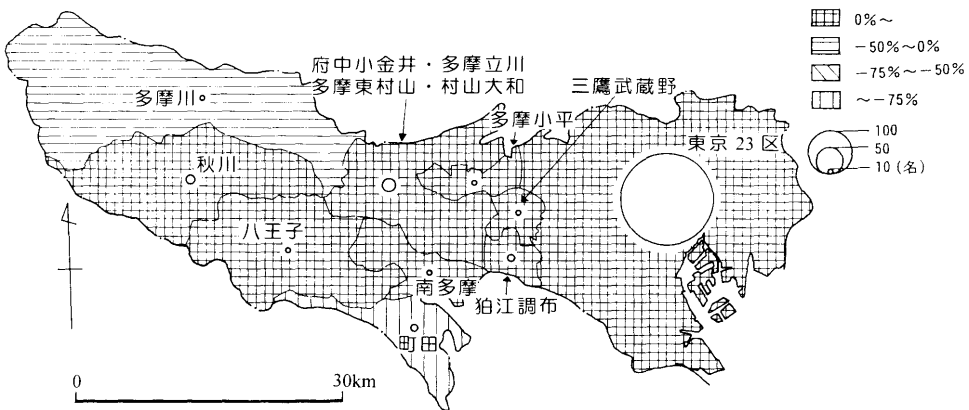
第10-1図、第10-2図をもとに、営業者の保健所区別分布をみてみる。在来型行商人は、23区部に84名が集中している。区部で多いのが、江戸川区（31名）、世田谷区（13名）、足立区

(11名)であり、都心周辺、特にその東縁に集中している。なお、区部以外では、わずか9名と壊滅的状況にある。



第10-1図 東京都における在来型行商人の保健所区別分布および増減率

増減率：1983～2000年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、2001年現在（一部改変；府中小金井、多摩立川、多摩東村山、村山大和保健所管轄区を合併表記，島嶼部を割愛）。東京都健康局食品医薬品安全部食品監視課などの資料により作成。



第10-2図 東京都における自動車営業者の保健所区別分布および増減率

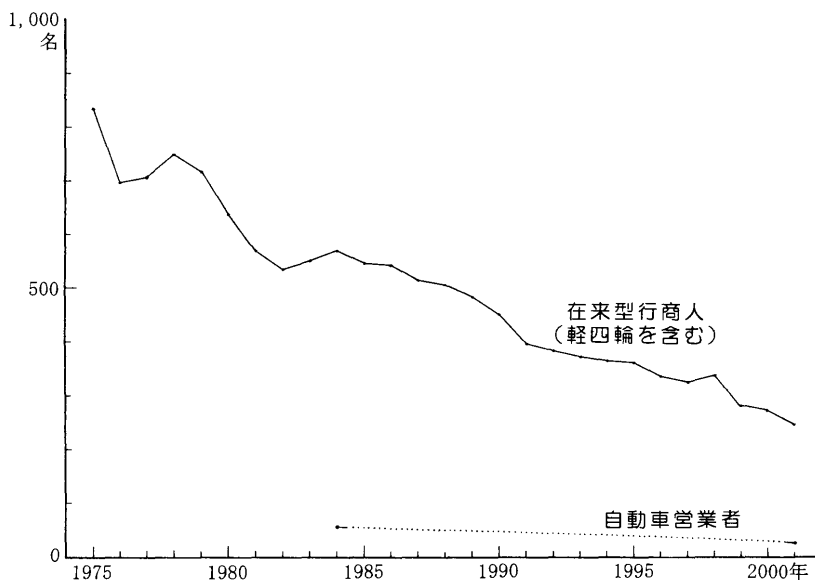
増減率：1983～2000年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、2001年現在（一部改変；府中小金井、多摩立川、多摩東村山、村山大和保健所管轄区を合併表記，島嶼部を割愛）。東京都健康局食品医薬品安全部食品監視課などの資料により作成。

自動車営業者も、23区部に227名が集中している。区部で多いのが、足立区(37名)、江東区(26名)、大田区(24名)、これらに次ぐのが中央区、港区、世田谷区(各13名)であり、都心からその周辺にかけて、在来型行商人の分布と比べて営業者の分散が著しい。区部以外でも、数的には少ないものの全域的に営業活動が展開していることが理解される。

(6) 神奈川県

神奈川県には、在来型行商に関する条例法規として、「魚介類行商等に関する条例」²³⁾があり、政令指定都市である横浜市と川崎市、中核市である横須賀市、相模原市も同様の条例を有している。営業者は、これらに基づいて営業地保健所において許可を得て営業を行っている。この許可の有効期間は、かつての3年から5年に延長されている。なお、神奈川県の場合、これらの条例下で規定される魚介類行商の概念が、他の都県と大きく違う点がある。すなわち、当県では、行商の運搬用具として一般にみられる人力により持ち運ぶ用具、自転車、軽車両、原動機付自転車の他に、他都県では自動車営業に含まれる排気量800cc以下、最大積載量500kg以下の軽、および小型自動車も行商に含まれている。なお、これらの軽、および小型自動車行商車は、氷冷蔵方式の保冷車で可とされている²⁴⁾。

自動車営業は、食品衛生法の下、「移動食品営業の取扱要綱」²⁵⁾に基づき、営業地保健所において許可を得て営業を行っている。この許可の有効期間は、かつての3年から5年に延長されている。なお、自動車営業車には、機械式冷蔵施設の設置が義務づけられており、前述した魚介類行商に含まれない排気量800cc以上の大型車が使われていることもあって、肉などとの混載型車両が主体となっている²⁶⁾。

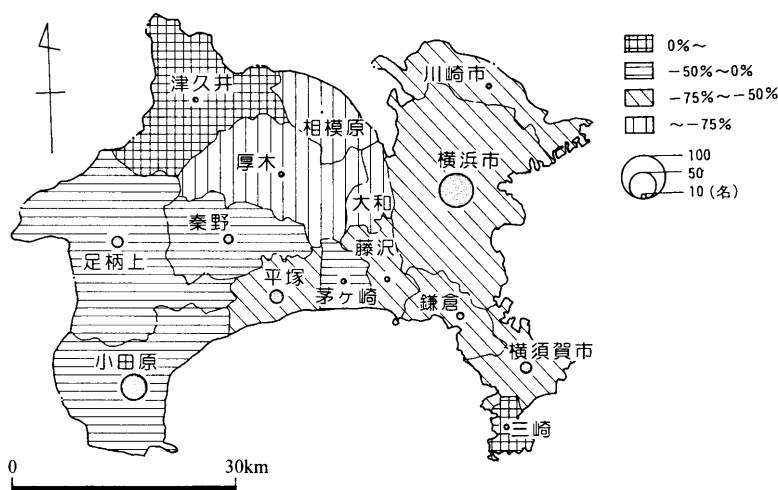


第11図 神奈川県における在来型行商人・自動車営業者数の変化

折れ線グラフの点線部分は資料欠。
神奈川県衛生部生活衛生課などの資料により作成。

第11図をもとに、行商人、および自動車営業者数の変化についてみてみよう。行商人は、県の資料が残っている中で最大の1975年の833名であり、前回調査時（1982年）で534名となり、さらに2001年現在で248名となった。19年間で減少率が53.6%、年当たり2.8%の減少となっている。ただし、この中には小型自動車営業者も含まれているので、実態は不明ではあるが、在来型行商人に絞れば、その減少率はより大きくなることが推測される。一方、排気量800cc以上の自動車営業者は、前回調査時（84年）で57名であったものが、2001年現在で27名となった。17年間で減少率が52.6%、年当たり3.1%の減少となっている。

第12図をもとに、営業者の保健所区別分布をみる。なお、先述したように神奈川県の場合、行商の中に自動車営業の一部が含まれてしまう関係でこの両者を区別することができないため、図中では、合併表記せざるを得なかった。図をみると、在来型行商人、および自動車営業者が多いのは、横浜市（75名）、小田原管内（56名）、平塚管内（28名）、足柄上管内（23名）、横須賀市（22名）などである。これらの活動活発地域は、横浜市のような主要消費地や小田原のような主要魚介類産地、およびその後背地であることが理解される。



第12図 神奈川県における在来型行商人・自動車営業者の保健所区別分布および増減率

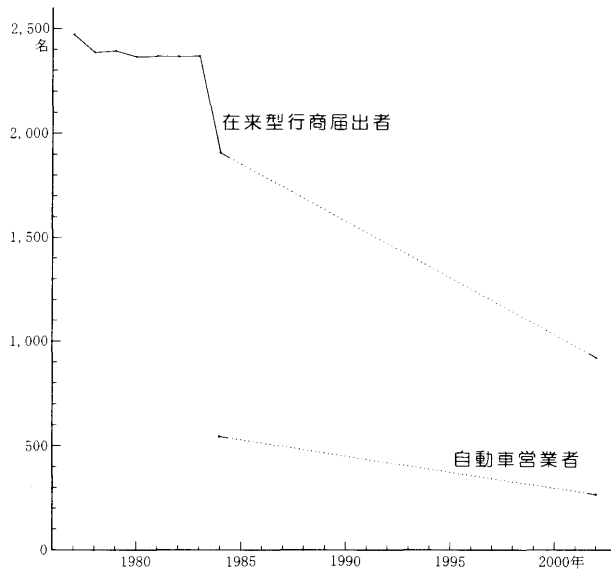
増減率：1982～2001年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、2001年現在。
神奈川県衛生部生活衛生課などの資料により作成。

神奈川県における往時の行商について、『日本の民俗』によると、当地でボテ、ボテフリと呼ばれた行商人の存在が記されており、平塚市須賀地区から厚木、茅ヶ崎、藤沢、八王子、さらに山梨県北都留郡に至るもの、小田原、湯河原から足柄上・下郡に至るものなどが取り上げられている²⁷⁾。

(7) 千葉県

千葉県には、在来型行商に関する条例法規として、「魚介類行商販売営業取締条例」²⁸⁾があり、政令指定都市である千葉市と中核市である船橋市にも同様の条例がある。営業者は、これらに

基づいて、住所地保健所に届出をして営業を行っている。なお、この届出が必要なのは、開業時のみであり、更新手続きは不要となっている。



第13図 千葉県における在来型行商人・自動車営業者数の変化

折れ線グラフの点線部分は資料欠。

千葉県健康福祉部衛生指導課などの資料により作成。

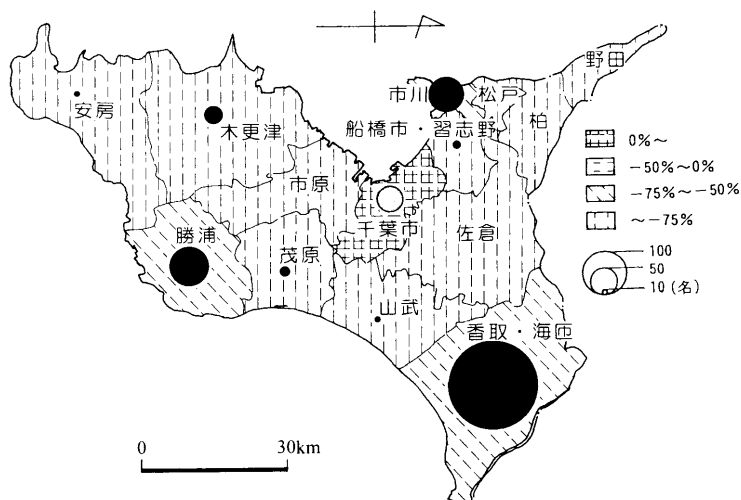
自動車営業は、食品衛生法の下、「食品衛生法施行条例」²⁹⁾に基づき、住所地保健所において許可を得て営業を行っている。この許可の有効期間は、かつての新規2年、更新が施設の状況によって3～5年であったものが、一律に5～6年となった。なお、自動車営業車は、氷冷蔵方式の保冷車でも可とされており、肉、野菜などとの混載型車両が多くなっている³⁰⁾。

第13図をもとに、行商人、および自動車営業者数の変化についてみてみよう。在来型行商人は、県の資料が残っている中で最大の1977年の2,471名であり、前回調査時(1984年)で1,911名、さらに2002年には977名となった。18年間での減少率が48.9%、年当たり2.7%の減少となっている。ただし千葉県の場合、在来型行商人は、更新手続き不要の開業時届出制のため、数値中に、実質的な廃業者がかなり含まれていることが予想される。県でも長年におわたってその実態をつかむことができないでいたが、2002年に、各保健所を通じて追跡実態調査を実施した。その結果、政令指定都市である千葉市を除く県全域で、在来型行商人は437名であった。ほぼ実労働者数と考えられるこの数値は、届出者数の47.2%に相当するものであり、清水馨八郎の先駆的行商研究で取り上げられた³¹⁾行商活発地域としての千葉県の実態が初めて明らかにされた。

千葉県における往時の行商について、『日本の民俗』の記述によると、市原市今津朝山地区から近郷近在を回るものをボッカヤマと呼び、九十九里浜地区から長生郡山間部を回るものをイワシヤと呼んでいた³²⁾。

自動車営業者は、前回調査時（1984年）で542名であったものが、2003年現在で240名となった。19年間での減少率が55.7%、年当たり2.9%の減少となった。

第14-1図、第14-2図をもとに、営業者の保健所別分布をみている。県による実態調査で明らかになった数を示した第14-1図をみると、在来型行商人が多いのは、香取・海匠管内（205名）、勝浦管内（81名）、市川管内（75名）など沿岸の魚介類産地であり、かつて届出数が116名もあった佐倉管内や、野田、柏、松戸管内といった内陸地域で営業者が0となるなど、地域の変容が大きくなっている。



第14-1図 千葉県における在来型行商人の保健所別分布および増減率

千葉市の数値は行商届出数、他の県保健所管内の数値は保健所の調査による。

増減率：1984～2002年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、2003年現在（一部改変；船橋市・習志野、香取・海匠保健所管轄区を合併表記）。

千葉県健康福祉部衛生指導課などの資料により作成。

自動車営業者が多いのも、香取・海匠管内（59名）、船橋市・習志野管内（39名）、勝浦管内（29名）など沿岸の魚介類産地である。特に東京湾岸に並ぶ地域が増加しており（船橋市・習志野管内（増加率39.3%）、千葉市（同5.6%）、市原管内（同62.5%）、木更津管内（同54.5%））、都市地域における自動車営業活動の活発化が理解される。一方で、野田、柏、松戸管内は、在来型行商と同様に自動車営業活動も不活発地域となっている。

る地域ということができる。

自動車営業も減少したところが多い。特に前回調査時からの年当たり減少率が3.0%を超える大幅減少となったのが、栃木、群馬、神奈川各県であった。一方で、東京都では前回調査時の営業業者数から20.4%の増加となるなど、こちらも地域による状況の違いが大きい。

今回の関東地方の調査で判明した現状（2000～03年）の在来型行商人は、956名（内訳：茨城県97名、栃木県8名、群馬県13名、埼玉県8名、東京都93名、神奈川県248名、千葉県489名）であった。前回調査時からの減少率が76.9%、年当たり4.0%の大幅減となった。自動車営業者は、1,033名（内訳：茨城県147名、栃木県56名、群馬県144名、埼玉県100名、東京都319名、神奈川県27名、千葉県240名）を数えた。こちらは、前回調査時と比べての減少率が42.6%、年当たり2.1%の減となった。

関東地方の場合、内陸部での在来型行商人の減少が著しくなっており、この地域では、ほどなく行商活動が消滅することが予想される。自動車営業は、先に明らかにした中国、九州、中部地方においては、僻地に残り、都市部で激減する傾向が強くみられたのに対し、関東地方では、逆に僻地で激減し、都市部で根強い活動が展開されるという特徴的な状況を呈している。かつて営業者が多かった群馬県沼田管内で、その数が急減した理由の解明と、増加傾向のみられる東京区部などの地域における自動車営業活動の実態の把握については、今後の課題としたい。

[付記] 本稿の作成に当たり、資料や情報の提供に快く応じていただいた各都県、市、および保健所食品衛生係担当の諸氏に厚くお礼申し上げます。本研究は、平成15年度科学研究費補助金「原初的商業形態としての水産物行商にみる移動就業行動の時空間的展開に関する研究」（基盤研究(C)2、課題番号15520503）の一部を使用した。

注

- 1) 中村周作「水産物行商人の空間行動様式—山陰地方の事例を中心として—」人文地理37-4, 1985, 22-43頁。
- 2) 神奈川県、および横浜、川崎、横須賀、相模原各市管内では、排気量800cc以下の軽四輪自動車などによる営業が行商に含まれる。
- 3) 千葉県、および千葉市、船橋市管内では、行商は、開業時点での届出制（更新手続き不要）となっているため、届出数が実業者数というわけではない（当時においても、届出数の中にかんがりの実質的な廃業者が含まれている予想される）。
- 4) この数値には、排気量800cc以下の軽四輪自動車などによる営業が含まれない（前掲2）。
- 5) ①中村周作「中国地方における水産物行商活動の変容」宮崎大学教育文化学部紀要（社会科学）7, 2002, 1-15頁。②中村周作「九州地方における水産物行商活動の変容」宮崎大学教育文化学部紀要（社会科学）8, 2003, 1-19頁。③中村周作「中部地方における水産物行商活動の変容」宮崎大学教育文化学部紀要（社会科学）10,（印刷中）。
- 6) 調査は、2002年9月から2003年1月にかけて各都県庁、政令指定都市などを訪問し、統計類と条例等に関する資料の入手、および現地状況に関する聞き取り調査を実施した。その後、中核市など未調査地域について個別に問い合わせることで資料を補充することができた。
- 7) 茨城県「茨城県食品衛生条例」（昭和40年10月11日条例第41号、最終改正平成12年3月28日条例第9号）、同「茨城県食品衛生条例施行規則」（昭和40年11月1日茨城県規則第102号）。
- 8) 「食品衛生法」（昭和22年12月24日法律第233号、改正平成10年6月12日法律第101号）。

- 9) 茨城県衛生部長通知「茨城県食品移動営業取扱要綱」(平成11年3月26日還第404号, 最終改正平成12年3月31日生衛第540号保健福祉部長通知)。
- 10) 茨城県では, 保健所, 市町村などの合併統合により, 保健所管轄区の変動が大きい。特に保健所区として描き得ない県央地区には, 水戸, ひたちなか, 大宮, 鉾田, 竜ヶ崎, 土浦, つくば, 水海道各保健所区が含まれる。
- 11) 藤田稔『日本の民俗8 茨城県』第一法規出版, 1973, 86-87頁。
- 12) 茨城県保健福祉部生活衛生課における聞き取りによる。
- 13) 栃木県「栃木県食品衛生条例」(昭和45年3月26日栃木県条例第5号, 改正平成13年3月27日条例第10号), 同「栃木県食品衛生条例施行規則」(昭和45年5月21日栃木県規則第39号, 改正平成13年3月30日規則第41号)。
- 14) 栃木県衛生民生部長「食品営業自動車による営業許可等の取り扱いについて」(昭和41年6月27日環衛第315号)。
- 15) 群馬県「群馬県食品衛生条例」(昭和44年3月28日群馬県条例第17号, 改正平成13年10月17日群馬県条例第43号), 同「群馬県食品衛生条例施行規則」(昭和44年4月1日規則第18号, 改正平成13年10月17日規則第67号)。
- 16) 群馬県「群馬県食品営業自動車の営業許可等の取扱要綱」(昭和42年9月11日公第113号, 最終改正平成12年4月1日衛第62号)。
- 17) 埼玉県「食品衛生に関する条例」(昭和25年7月18日埼玉県条例第32号, 改正平成14年12月24日条例第81号), 同「食品衛生に関する条例施行規則」(昭和49年10月31日埼玉県規則第90号, 改正平成14年12月24日規則第123号)。
- 18) 埼玉県「食品衛生法施行条例」(平成12年3月24日埼玉県条例第22号), 同「食品衛生法施行細則」(昭和48年7月20日埼玉県規則第48号, 改正平成13年3月埼玉県規則第34号)。
- 19) 埼玉県健康福祉部生活衛生課における聞き取りによる。
- 20) 東京都「食品製造業等取締条例」(昭和28年10月20日東京都条例第111号, 最終改正平成12年3月31日東京都条例第41号), 同「食品製造業等取締条例施行規則」(昭和28年11月1日東京都規則第183号)。
- 21) 東京都衛生局長通知「食品移動販売車の営業許可等に係る取扱要綱」(昭和40年6月21日40衛公乳発第279号, 最終改正平成12年4月1日11衛生食第1009号, 11衛生獣第1508号)。
- 22) 前回調査時に, 東京都衛生局における聞き取りによる。
- 23) 神奈川県「魚介類行商等に関する条例」(昭和41年10月7日神奈川県条例第42号, 改正平成13年3月27日条例第19号), 同「魚介類行商等に関する条例施行規則」(昭和41年10月25日神奈川県規則第78号, 改正平成13年3月30日規則第50号)。
- 24) 神奈川県「魚介類行商等に関する条例施行規則」第5条, および神奈川県衛生部生活衛生課における聞き取りによる。
- 25) 神奈川県衛生部長通知「移動食品営業ならびに小型移動食品販売車の取扱いについて」(昭和41年10月26日41保指第2, 340号)。
- 26) 神奈川県衛生部生活衛生課における聞き取りによる。
- 27) 和田正洲『日本の民俗14 神奈川県』第一法規出版, 1974, 93-95頁。
- 28) 千葉県「魚介類行商販売営業取締条例」(昭和25年7月7日, 千葉県条例第25号, 改正平成4年3月26日条例第25号)。
- 29) 千葉県「食品衛生法施行条例」(平成12年3月24日条例第3号), 同「食品衛生法施行条例施行細則」(昭和62年3月26日規則第19号, 改正平成13年3月27日規則第28号)。
- 30) 千葉県健康福祉部衛生指導課における聞き取りによる。
- 31) 清水馨八郎「九十九里浜鮮魚自転車行商の発生とその販売圏 — 交通手段の変革と漁村の変貌の一例」人文地理5-6, 1953, 28-36頁。
- 32) 高橋在久・平野馨『日本の民俗12 千葉県』第一法規出版, 1974, 89-91頁。